

峰崎直樹君 今年度の予算編成にうちは与党としてかかわった中で、私は北海道選出の参議院議員でございますが、大変不満に思っているといえますかそういった点が残された問題としてあると思っております。

〔委員長退席、理事板垣正君着席〕

それは、実は先住民族の問題でございまして、実はウタリ予算、ウタリの方々ですね、北海道旧土人保護法といったような大変前時代がかったそういった法律、これを変えて新しくアイヌ新法をつくろう、こういうことで連立与党の予算大綱の中にはこれが明示をされた。ところが、実際に予算はついたのかというと、予算は一銭もつかなかった。これについていろいろと問い合わせをしたときに、確かに予算は明示してないけれども必要な仕事はするんです、こういうふうに実は明言をされたわけです。

さて、まずお聞きしたいのは、この平成六年度でのアイヌ新法制定に向けた作業内容やスケジュールというものはその後もう明確になったんでしょうか、その点をお聞きしたいと思います。

国務大臣（熊谷弘君） 先生御指摘のいわゆるアイヌ新法問題につきましては、北海道知事から新法制定要望を受けまして、平成元年以来関係省庁から成る検討委員会で鋭意検討してきたところでございます。これは先生御案内のとおりでございます。

ところが、この新法制定に当たっての基本的な考え方である先住民族の定義でありますとか先住民族の権利について国連でもまだ論議が続いていること、それからもう一つは、憲法を含めた現行法体系のもとでアイヌの人々にのみ特別の法的扱いを行うことができるかどうかさらに慎重な検討が必要なことといった事情から、まだ現段階では結論を得ていないところでございます。

この新法問題検討委員会、おおむね月一回のペースで開催しておりまして、北海道庁からのヒアリングでありますとか現地視察でありますとか、それから北海道のウタリ協会からのヒアリングなどを行ってきておりまして、現在、人類学者、考古学者等の専門家からのヒアリングを行っているところでございます。

私も、実はかつて自民党の国会対策副委員長を四期やったことがございましたが、そのたびごとにこの旧土人法とかいうのがかかっておりまして、胸が痛くなるような思いを、毎回、当時の国対委員長は歴代、何とかこれを早くやれ、整理しろと厳しい御指摘をいただいていたところでございます。今申し上げましたようになかなか難しい問題がございませうけれども、何とかこの問題解決のため一層努力してまいりたいと考えているところでございます。

峰崎直樹君 先日、北海道のウタリ協会の総会があったそうでございますけれども、そ

の中で、今もちょっとお話にありましたように、この問題が起きてもう何年たつんですか、本当に我慢ならない、総理に期限を明示して公開質問状を出したいというような意見すら出てきておるわけございまして、ひとつ官房長官、この問題について、本当に人権の問題といいますか、国際的にも日本という国家がどのようにこの問題を解決できるかということは大変重要な問題だと思っていますので、その点を強く要望しておきたいというふうに思います。

それでは、ちょっと規制緩和の問題に移らせていただきたいと思います。

総務庁長官、規制緩和といわれるものを、先ほど来いろいろ議論されているのですが、この目的は一体どういうところにあるというふうに、もし簡潔にお答えいただければ。

国務大臣（石田幸四郎君） まず、やはり現在の経済社会というのは過去の法律規制によって守られてきた経過があるかと思えます。

その目的は、いわゆる欧米に追いつけ追い越せというような形で日本全体の社会が豊かになるためには何といたっても経済が発展をしなければならぬ、そういうようなことで来たというふうに思うわけございまして。しかし、その発想というのはかなり古い時代の発想でございますから、このように社会が成熟をしてきますと、そういう角度から見た場合にさまざまな弊害がある、こういうふうに思われます。

またもう一つは、やはり経済というのは常に活性化を図らなければならないわけございまして、今日のような経済不況というような状況を検討いたしてみますれば、やはり新しい時代にふさわしい、そういった産業なり企業なりを参入しやすくして、そして経済の活性化を図っていかなくやならない、そういう観点から考えてみますれば、全般的にこの行政の規制というものを見直すべき時期に今来ていると、このように思うわけございませぬ。

ただし、十分注意しなくやならないのは、やはり規制緩和をすることによって市場経済原理の進展を図っていくわけございまして、当然これは競争激化を招くわけございませぬ。そういったしますれば、やや社会的に、弱者というような表現は余り感心しないのでございませぬけれども、力の弱い企業なりそういったものに大きな影響を与える、あるいはまた労働力シフトの問題も当然変更を伴う、そこに雇用不安が生まれるというようなことがございませぬ。あるいはまた、競争激化によって零細企業というものがその渦に巻き込まれてしまうというようなこともありますから、そこら辺は十分に留意をしながら、やはり計画的に規制緩和は進めていくべきものだと、このように基本的に考えているところでございませぬ。

峰崎直樹君 長官、一九四〇年体制、我々は政治の言葉で言いますと五五年体制という言葉がよく言われますけれども、一九四〇年体制という言葉をお聞きになったことはございませぬか。御存じでしょうか。

国務大臣（石田幸四郎君） 詳しい話は、私はそこら辺のことはよくわかりませんが、まさにおっしゃったことは、いわゆる新しい時代に即応しない、そういった状況を考えてみたときに、一九四〇年代のさまざまなそういった法律的な規制というものが軸になって今日の経済社会の骨格ができ上がってきたということを御指摘なのではないかというふうに思います。

峰崎直樹君 ここに日銀法というのがありますが、第一条に何て書いてあるかというのと、「日本銀行ハ国家経済総力ノ適切ナル發揮ヲ図ル為国家ノ政策ニ即シ通貨ノ調節、金融ノ調整及信用制度ノ保持育成ニ任ズルヲ以テ目的トス」。片仮名ですけども、最初の「国家経済総力ノ適切ナル發揮ヲ図ル為」、要するにこれは第二次世界大戦に突入する国家総動員法のもとで金融制度の大きな根幹として掲げられているんですよ。

先ほど言いました一九四〇年体制という言葉は、ある大学の先生が述べられているんですが、どうも今の日本の規制緩和といいますか、日本経済が西欧に追いつけ追い越せということで非常にうまくいったシステム、しかしそれは今日では桎梏になっているんです。今申し上げました日銀法というのは金融の問題なんですけど、どうもこの第二次世界大戦突入前まで、金融の世界で言えば日本では銀行から借りる間接金融というやり方が特徴だと言われていたけれども、それ以前は株式だとか公社債だとかそういうものを通じて直接企業が金融をやっているというのです。非常に欧米に近い金融システムなんです。それが、実は第二次世界大戦、一九四〇年ごろですけども、境として戦時体制へ移行する際、物資、資金、人材、これを総力戦で計画的に進めていくシステム、これは戦後の一時期、修正、改革はされたけれども、実はそれが今日まで存続されている。

この特徴点をその専門家は、官僚指導による経済計画を企業や企業グループを実行組織として実現するシステム、こう言っているんです。これは、実は特徴点としては競争を非常に制限するというので、今申し上げました金融の問題は日銀法ですね。あるいはこれはもう二年前に改正されましたけれども借地借家法、これはもちろん大正時代にできたものですが、昭和十七年に改正されたんですね。兵隊さんが出兵してその後の家族の権利を守るために実は借地借家、借りている人たちの権利を重くしようとか、あるいは今農業でも大問題になっている食糧法、これもたしか一九四二年ですね。そして、税の問題も一九四〇年にいわゆる給与の源泉徴収制度、そして同じように一九四〇年には地方税制の改革も行われていますね。ちょうどシャウプ勧告で少し変えられたけれども、実は同じようなシステムが今起きてきている。でも、どうもこのシステムそのものがやはり今日の種梏といいますか、私自身本当に画一的なシステムになっているのではないかなというふうに見えています。

そういう点で、規制緩和について今政府部内でもいろいろ行われているだろうと思うんですが、こういう形で、一九四〇年代に国家総動員法ではございませんが、そういう中で

でき上がったシステム全般を本当に見直しをされているんだろうかどうかということについて、総務庁長官、もし意見がありましたら。

国務大臣（石田幸四郎君） 今先生、日銀法の問題を取り上げられたのでございますが、これは一時社会党の堀昌雄先生が大分大蔵委員会で厳しくこの日銀法の見直しをせよということで御議論があったことを伺っておるわけでございます。例えば、第十条には「日本銀行ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ為スコトヲ要ス」というふうにございまして、現在勅令でやっている法律というのはあり得るはずはないのでございますが。

私もこの規制緩和をやるについて、やはり基本的に全法律を見直すべきではないかなと、こういうような発想に立ちましていろいろ庁内でも議論をしてみたのでございますけれども、まさに先生おっしゃるように、そういった一九四〇年代につくられた法律あるいはまたその後つくられた法律についても、いわゆる法律を廃止するというような機能というのは、実は法制局にも伺ってみたんですが、そういうような機能は行政の中にはないというわけなんです。

それで、いずれにしても直さなきゃならぬ問題もたくさんあるはずなので、全法律を見直しすることが必要なのではないかという議論をしてみましたら、要するにこれには膨大な人数と経費と年数がかかる。一年のうちにできる法律が四十本か六十本でございましょうから、五百本の法律を全部見直しして問題点を指摘するというようなことになりませうれば、これはもうまさに十年以上の作業になってしまうのではないかというような御議論もこれあり、これはちょっと無理な話だなということであきらめてしまった経緯があるのでございます。

そういうようなことからいって、後で御審議もあるのかもしれませんが、だからそれではもうどうしようもないと、せめて新しい法律をつくるときにもつと厳格にやろうと、あるいは社会的規制なり経済的規制がかぶるわけでございますから、そういう規制のかぶるものも五年なら五年というある一定の期間が過ぎたら必ず見直しをするという原則見直し、この規定を行革大綱に織り込まさせていただきましてのですが、そういう形でやっていった方が実質的な要するに行政改革に資することはできる。

確かに、全般の法律を見直すことも大事でございますけれども、それよりも現実に運用しながらその中で不測の問題が起こってくれば、ある時期において必ずそれは見直しの規定にひっかかるということの方が実態的ではないかと思ひまして、現在そういう方針で進んでいるわけでございます。

峰崎直樹君 なかなか行政改革、口では簡単に言うんですけれども、総論賛成、各論反対といったところに結びつきやすいんですが、私はやはり、新規参入してきた新しい産業だとかあるいは消費者とか、本当に従来のシステムで確かに得をしている人もいるけれども損をしている人もいる、あるいは活力が失われている、この点は本当に大きなこれから

の課題だと思しますので、行政改革委員会設置法で法案が出てくれば、そちらの方でまた議論していきたいというふうに思っております。

最後に、今度は防衛庁長官あるいは官房長官にお聞きしたいんですが、さきの永野法務大臣、やめられましたけれども、南京大虐殺事件です。先々週の日曜日でしたでしょうか、朝日新聞に、イタリアに在住されている塩野七生さんという女流作家が、もうこのような問題について、恐らく今ここでいろいろ議論しても、いやあったと言う人もいるし、あれはでっち上げたと言う人もいる、いろいろな意見がある。とにかくこれは一回調査をしてみる。国際的な調査をして、そしてその結果を、日本がリーダーシップをとって調査をして、そしてある意味では価値観が、必然的に歴史観も入ってくるのかもしれませんが、できるだけ客観的な事実に基づいて我々はこの問題から早く脱却しないと、また同じような問題が起きてくるのではないかと。

あるいは、我々はたった二年前に当選して政治家になったようなひよこですけども、この問題をずっと引きずりながら政治の世界で生きていくというか、アジアの人たちや世界の人たちに対してこの問題を引きずりながら生きていくということについては、どうも私は、来年敗戦から五十年ですから、その意味ではあの提案を受けて、ぜひともそういう国際的な調査を日本のリーダーシップで行うというようなことについて提案がございましたけれども、これについて官房長官あるいは防衛庁長官、ぜひ御意見を聞かせてください。

国務大臣（熊谷弘君） ただいま先生が御提起いただいた問題意識というものは、実は衆議院におきまして予算委員会でも何人かの先生方から御提起いただいたものと同趣旨かと思っております。

その際、総理からもお答えをしてきたところでございますけれども、我々としては、これは相手もあることでございますので慎重に対処しなければなりません。ただ、この問題が、数はともかくといたしましていわゆる南京事件、この非戦闘員を含めた多くの方々に多くの犠牲を強いることになったという、これは消しがたい事実ではないか。我々としては、その過去の問題を直視し、反省し、かつ将来に向かってこのようなことのないように努力をしていく、その姿勢を示していかなければならない、こういうことを申し上げてきたところでございます。

いわゆる終戦五十年というのが来年になるわけでございますので、そうした問題を含めて、先生の御指摘になった問題は非常に重い意味のある御提起だというふうに私どもも考えておるところでございますので、全体として過去の歴史というものをどうするか、どのように受けとめていくか、将来に向かってどのように努力をしていくか、大きな宿題として受けとめさせていただきたいと思うところでございます。

峰崎直樹君 本来、防衛問題ももっと議論したいと思っておったわけですが、一点だけお聞きして終わりたいと思うんです。

戦後、日本の安全保障の原則というのは、専守防衛、非核三原則、武器禁輸こういう三つの原則があったように私は思うんです。ただ、私はこの中で、お隣の韓国で九一年の防衛白書で、日本の軍事力は脅威だというふうに名指しをされた。

〔理事板垣正君退席、委員長着席〕

私は、このことに見られるように、やはり専守防衛とは言ってきたけれども、どうもアジアの近隣諸国は日本の不透明な軍事政策に対して非常に強い不信感を持っていたんです。その意味で、今後の東アジアにおける信頼醸成措置と申しますか、これをやはりどう形成していったらいいのかということが非常に重要になってきていると思うんです。

その際に、いろいろ聞かなきゃいけないと思うんですが、私はポスト冷戦以降の今後の安全保障のあり方というのは、なるほど軍事的な面におけるパワーゲームと申しますか軍事力、パワーゲームによる安全保障も重要だと思うんですが、これからはますます非軍事、非パワーゲームによる安全保障というのが必要になるんじゃないか。

私どもの知るところによると、フィリピンにありましたスービック軍事基地というのは今自由産業特別地区になっている、あるいは先ほど極東における安全保障の不安定な問題であるロシアのウラジオストクは軍事都市から今国際貿易都市になろうとしている。そういう意味での軍民転換というのに今苦労していると思うんですが、私は第二次世界大戦に破れ、そして見事に経済復興させた日本というのは、このような面における支援というものをしっかりと進めていくということが、私は信頼醸成措置を生み、そして日本の本当の意味での安全保障を強めていくという道ではないだろうかというふうに考えておるんですが、ここで最後に防衛庁長官にその点について見解をお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

国務大臣(神田厚君) 我が国と東アジアの諸国との間の信頼醸成関係でございますが、これらの問題につきましては、近隣諸国の防衛当局者との交流はもちろんでございますが、防衛庁としてはそれぞれの国と我が国との関係全般の中で今後さらに近隣諸国との交流を推進してまいりたいと思っておりますが、ちょっと防衛局長から補足させます。

政府委員(村田直昭君) まず、私どもの戦後の防衛政策でございますけれども、これはもう御承知のとおりでございますが、我が国独自の防衛力、すなわち我が国の防衛力と日米安保体制という二本の柱によって我が国は侵略を未然に防止するという政策に基づいて運営をしてきたわけでございます。そして、我が国の自衛隊というものは、もう御承知のとおりでございますが、憲法及び専守防衛等の基本的な防衛政策に従い節度ある防衛力を整備してきているところでございます。

したがって、我が国が保有する防衛力は、いずれも諸外国における技術的水準の動向と我が国の地理的特性を踏まえた我が国防衛のための必要最小限のものでございまして、専守防衛の考え方に即したものとして整備をしてきているところでございます。

なお、今後の防衛力の役割ということについては、現在、防衛問題懇談会あるいは大臣のもとに置かれております防衛力の在り方検討会議等の場でも検討されておりますが、基本的にはこれからの不安定、不確実な情勢、そういうものを見据えて、その中でその安定化を図っていく。いわゆる先生がおっしゃられる信頼醸成というのもこれに含まれるわけでございますけれども、安定化を図っていくというような考え方のもとに防衛力という役割の一つの大きな意義を満たす。もちろんそのほかにも、抑止と申しますか、そういうものも一つの意味合いとしてあるわけでございますけれども、そういうような形でこれからの整備を図っていく。

そして、信頼醸成につきましては、今大臣からもいろいろお話がございましたけれども、今までASEAN諸国中国、韓国との間で防衛交流ということを積極的に図ってきておるところでございます。

若干具体的に御説明しますと、ASEAN諸国との間では、大臣レベルの訪問を行いまして、相互に随時交流を行っております。そのほか、御案内のことだと思っておりますけれども、防衛大学校へ留学生を受け入れるというようなことも実施しているわけでございます。

なお、韓国との間でございますけれども、これまで防衛庁長官が二回訪韓してまいりましたが、本年四月に韓国の国防相が初めて我が国を訪問するというようなことによりまして相互訪問が実現し、なお、ことしの暮れごろには我が国に対する艦隊の訪問も予定されるというような状況になっております。

それから中国につきましても、一時、天安門事件以降交流が実質的に中断してまいりましたが、昨年の日中外相会談で合意を得まして、両国の防衛当局者間で本年の三月から安全保障対話ということで、交流を開始しているということでございます。

いずれにしましても、各国との間の信頼醸成措置ということは、防衛当局者が大いに交流することによってさらに高まっていくということでございますので、今後ともさらに推進を図っていきたいと考えておるところでございます。

峰崎直樹君 今、お聞きしていて、軍事面における信頼醸成措置もそうですけれども、ぜひとも平和の代償という、このポスト冷戦の時代を本当に文民転換、ノウハウを含めて、総合的な安全保障のためにやっていただきたい。文民転換を支援するようなシステムをつくるとか、いろいろ新しいアイデアを我々はつくっていくべきじゃないかという意見を申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。